

各 教 育 局 長
各 道 立 学 校 長 様
各市町村教育委員会教育長
(各市町村立学校長)

北海道教育庁学校教育局健康・体育課長 今 村 隆 之
北海道教育庁教職員局福利課長 井 川 智

「新型コロナウイルス感染症の全数届出の見直し」に伴う出席停止等の措置について
(通知)

このことについて、9月26日(月)から全国一律の措置として、新型コロナウイルス感染症の全数届出の見直しが行われました。その内容は、オミクロン株の特性を踏まえ、高齢者等重症化リスクの高い方を守るため、当該感染症に罹患したことの医師による届出の対象者を、65歳以上の方、入院を要する方、治療が必要な重症化リスクを有する方及び妊娠している方(以下「発生届対象者」という。)の4類型に限定する、というものです。

これに伴い、上記4類型の非該当者(以下「届出対象外者」という。)について、軽症の場合には、自宅等で自主療養を行うとともに、体調悪化時には道が設置する「陽性者健康サポートセンター」等に相談することとされました。

このような取扱いの変更等に関し、学校において、特に留意いただきたい事項は次のとおりです。適切に御対応いただくようお願いします。

なお、市町村教育委員会においては、所管の各学校に周知いただくようお願いします。

記

1. 児童生徒や教職員が、陽性と判定された場合

- (1) 発生届対象者については、保健所により健康観察が実施されるので、その指示に従うこと。
- (2) 届出対象外者については、発症日又は検体採取日の翌日から7日間の自宅療養を行う。この場合、各学校では、児童生徒は出席停止、教職員は災害事故休暇等の措置を講じること。

2. 児童生徒や教職員の同居者が、陽性と判定された場合

本道においては、陽性者の同居者を「濃厚接触者」としているため、保健所等からの明確な指示の有無にかかわらず、該当する児童生徒や教職員については、原則として最終接触日の翌日から5日間は自宅待機となること。この場合、各学校では、児童生徒は出席停止、教職員は職務専念義務の免除(可能な限り在宅勤務を行うこと)等の措置を講じること。

3. 送付資料

- 資料1「令和4年9月26日から感染者への支援の流れが変わります」【道作成資料】
- 資料2「軽症患者等への支援の流れについて(全体)」【道作成資料】

4. 留意事項

- (1) 上記1(陽性と判定された)及び2(同居の家族が陽性と判定された)に該当する場合は、これまでと同様、学校にもれなく連絡するよう、児童生徒や保護者、所属職員に改めて周知すること。
- (2) 本内容について、児童生徒や保護者あてのリーフレットを作成し、後日提供する予定であること。

〔健康・体育課企画・調整係
健康・体育課健康・体育指導係
福利課健康管理係〕

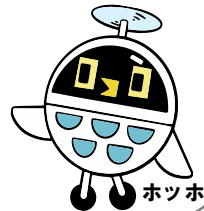


感染者への支援の流れが変わります

ご高齢や重症化しやすい方々に適切な医療の提供を行うため

症状が軽い方は、ご自身の健康管理による自宅療養を基本とし、体調が悪化した場合は、
「陽性者健康サポートセンター」へご相談願います。

・陽性となった方
 ・検査を受けたい方 をご案内します。
 詳細は、北海道コロナチャットボットへ！



ホッポ

感染を疑う症状がある・・・

65歳未満で症状が軽く、
 自己検査を希望される方など

65歳以上の方や基礎疾患のある方、妊娠
 している方、その他受診を希望される方など

抗原検査キットによる自己検査

無料キットのお申し込みはWebで
 お願いします

後志・胆振・日高・
 渡島・檜山地域の方



その他の地域の方



又は 自費購入 ※キットは、体外診断用医薬品(国承認)

※陽性者登録センターお問い合わせはこちら

後志・胆振・日高・
 渡島・檜山地域の方 0120-607-601

その他の
 地域の方 0120-025-451

陽性(疑い)

陽性者登録センター

web申請
陽性判定

ご自身による健康管理

体調悪化時の健康相談

発熱外来で受診・検査

①かかりつけ医に電話

②かかりつけ医がない方は、
健康相談センター(24時間)
0120-501-507 に電話

受診・検査

陽性判定

**届出
 対象外**

右記以外の方

**届出
 対象**

- ①65歳以上の方
- ②入院を要する方
- ③重症化リスクがあり、
かつ、治療を要する方
- ④妊娠している方

保健所等による
健康観察

北海道陽性者健康サポートセンター

0120-303-111

24時間

(参考)

軽症患者等への支援の流れについて（全体）

発熱等の症状がある方

